

令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助 金交付要綱

1 目的

この要綱は、婚姻をした夫婦に対し、青梅市（以下「市」という。）における婚姻に伴う新生活に要する費用の一部を、予算の範囲内で補助することにより、当該夫婦の経済的な負担を軽減するとともに、少子化対策および移住・定住促進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出した夫婦からなる世帯であって、当該婚姻届が受理された日（以下「婚姻日」という。）において夫婦のいずれもが39歳以下であるものをいう。
- (2) 若年新婚世帯 新婚世帯のうち、婚姻日において夫婦のいずれもが29歳以下であるものをいう。
- (3) 住宅取得費用 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間（以下「事業期間」という。）において、婚姻を機に、住宅を取得（婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に取得したものを含む。）するために要した費用をいう。ただし、金銭消費貸借契約（金融機関等から住宅購入の資金について融資を受ける契約のことをいう。）にもとづき住宅を取得した場合にあっては、当該金融機関等への元本返済に要した費用をいう。
- (4) 住宅賃貸費用 事業期間において、婚姻を機に、住宅を賃借するために要した費用（賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費および仲介手数料に限る。）をいう。
- (5) 引越費用 事業期間において、婚姻を機に行った引越しに要した費用（引越業者または運送業者へ支払った費用に限る。）をいう。
- (6) リフォーム費用 事業期間において、婚姻を機に行った住宅のリフォーム（婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に実施したものを含む。）に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更

新等（倉庫、車庫にかかる工事、門、フェンス、植栽などの外構にかかる工事、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置および補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が直接行う工事を除く。）の工事費用をいう。

- (7) 貸与型奨学金 公的団体または民間団体から学生の修学または生活のために貸与された資金をいう。
- (8) 市外転入者 令和5年4月1日以後に定住を目的として、新たに市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、住民登録をした者（同日以後に市から転出した者を除く。）をいう。
- (9) 継続補助申請 令和5年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱（令和5年4月18日実施。以下「前年度要綱」という。）にもとづき請求した補助金の額が、前年度要綱に定める補助限度額に達しなかった補助対象世帯において、再度行う補助金の交付申請をいう。

3 補助対象世帯

令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 補助金を申請する日（以下「申請日」という。）において、夫婦双方が申請日から5年以上、市に定住する意思を持って市内に居住し、住民登録を有していること。
- (2) 前年（申請日が4月1日から6月30日までの場合にあっては、前々年）の所得の額を明らかにすることができる市区町村長の証明書（以下「所得証明書」という。）をもとに、夫婦の所得を合算した額（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。）が500万円未満であること。
- (3) 夫婦双方に市税（市外転入者においては、転入前の市区町村税。国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。
- (4) 住宅取得費用または住宅賃貸費用にかかる名義人が、夫婦の双方または一方であること。ただし、夫婦いずれの名義でも契約できないやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- (5) 住宅を取得し、または賃借する場合は申請者の3親等内の血族およ

び姻族から取得または賃借をするものではないこと。

- (6) 申請者および同居しようとするものの全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助および住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 夫婦の双方または一方が、過去にこの要綱にもとづく補助金の交付を受けたことがないこと（継続補助申請を除く。）。
- (8) 夫婦の双方または一方が青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

4 補助対象経費

- (1) 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅取得費用、住宅賃貸費用、引越費用およびリフォーム費用とする。ただし、申請日において夫婦双方が現に居住している当該住宅にかかる経費に限る。
- (2) 前号に規定する補助対象経費は、勤務する事業所から住居にかかる手当等（以下「住宅手当等」という。）が支給されている場合には、住宅手当等に相当する額を控除した後の額とする。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の実支出額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる補助限度額を上限とする。ただし、継続補助申請を行う場合は、前年度要綱にもとづく補助金交付決定時の補助限度額から、受給した補助金の額を差し引いた額を上限とする。

区分	補助限度額
(1) 夫婦の双方が市外転入者の若年新婚世帯	60万円
(2) 夫婦の一方が市外転入者の若年新婚世帯	40万円
(3) 上記以外の若年新婚世帯	20万円
(4) 夫婦の双方が市外転入者の新婚世帯	30万円
(5) 夫婦の一方が市外転入者の新婚世帯	20万円
(6) 上記以外の新婚世帯	10万円

6 補助金の交付申請

申請者は、令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に誓約書兼同意書（様式第2号）のほか、次に掲げる書類またはその写しを添えて、青梅市長（以下「市長」とい

う。)に提出しなければならない。ただし、第3号から第10号までに掲げる書類について、当該書類にかかる事実がないときは、その添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍全部事項証明書
- (2) 新婚世帯の住民票の写し
- (3) 夫婦双方の所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
- (5) 住宅の売買契約書および領収書その他当該住宅の取得にかかる費用についての支払が確認できる書類
- (6) 住宅の賃貸借契約書ならびに賃料、共益費および仲介手数料にかかる領収書その他当該住宅の賃借にかかる費用についての支払が確認できる書類
- (7) 令和6年度住宅手当等支給証明書(様式第3号)
- (8) 引越費用にかかる領収書その他当該住宅への引越にかかる費用についての支払が確認できる書類
- (9) リフォーム費用にかかる請負契約書および領収書その他当該住宅のリフォームにかかる費用についての支払が確認できる書類
- (10) 令和6年度住宅リフォーム承諾書(様式第4号)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

7 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく申請書および関係書類の内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

8 補助金の交付請求および支払

前項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、速やかに令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出するものとし、市長はその内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の支払を行うものとする。

9 継続補助申請等

- (1) 申請者は、前年度要綱にもとづき、前年度請求した補助金の額が前

年度要綱に定める限度額に達しなかったときは、事業期間に限り、継続補助申請を行うことができる。

(2) 継続補助申請にかかる補助金の交付申請は、第6項の規定を準用する。ただし、第6項各号に掲げる書類のうち、第1号、第3号および第4号に掲げるものの提出は省略することができる。

(3) 継続補助申請にかかる補助金の交付決定は、第7項の規定を準用する。

10 決定の取消し

(1) 市長は、補助決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ その他この要綱の規定に違反したとき。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、令和6年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付決定取消等通知書（様式第7号）により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

11 アンケートへの協力

補助決定者は、市が実施する補助金事業にかかるアンケート等へ協力するものとする。

12 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、東京都地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和5年3月31日付け4福保子計第1458号）および青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

13 実施期日等

(1) この要綱は令和6年4月9日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。